

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

○救急医療機関の認定 (医療整備課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一

○保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 一

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 二

○平成二十五年年度砂利採取業務主任者試験の実施 (産業立地推進課) 二

## 告 示

○宮城県告示第七百十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十五年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 の 有 効 期 限
泉病院	仙台市泉区長命ヶ丘二丁目一	平成二十五年八月七日	平成二十八年八月六日
松田病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷十七	平成二十五年八月七日	平成二十八年八月六日

○宮城県告示第七百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇三〇二八九	株式会社MKアシスト 塩竈市新浜町一丁目二十七番十六号	就労継続支援A型	株式会社MKアシスト	平成二十五年八月一日
○四一一一〇〇一〇〇	障害福祉サービス事業所しおかぜ 岩沼市早股字五福田二十番	短期入所	社会福祉法人しおかぜ福祉会	平成二十五年八月一日
○四一二六〇〇一五七	こうそく 宮城県利府町しらか し台六丁目一番十号	就労移行支援	特定非営利活動法人幸福	平成二十五年八月一日
○四一二六二〇〇三二	松島のかぜ 宮城県松島町磯崎字釜十二番地	就労継続支援A型	一般社団法人松島のかぜ	平成二十五年八月一日

○宮城県告示第七百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山一〇の一(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台市大倉川土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年八月九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年七月十八日	佐藤 一榮	仙台市青葉区芋沢字原田一番地	理事
平成二十五年七月十八日	庄司 正光	仙台市青葉区上愛子字車十番地	理事
平成二十五年七月十八日	峯岸 義信	仙台市青葉区芋沢字青野木三百五十一番地	理事
平成二十五年七月十八日	佐藤 長市	仙台市青葉区芋沢字宅地五十七番地	理事
平成二十五年七月十八日	庄子 守松	仙台市青葉区上愛子字倉内八十五番地	理事
平成二十五年七月十八日	高橋 輝雄	仙台市青葉区上愛子字大針二番地	理事
平成二十五年七月十八日	菅澤 信弘	仙台市青葉区芋沢字青野木百三十二番地	理事
平成二十五年七月十八日	廣谷 一郎	仙台市青葉区芋沢字畑前五十八番地	監事
平成二十五年七月十八日	早坂 幸一	仙台市青葉区上愛子字上十三枚田十八の一番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名

公 告

平成二十五年七月十七日	佐藤 一榮	仙台市青葉区芋沢字原田一番地	理事
平成二十五年七月十七日	庄司 正光	仙台市青葉区上愛子字車十番地	理事
平成二十五年七月十七日	峯岸 義信	仙台市青葉区芋沢字青野木三百五十一番地	理事
平成二十五年七月十七日	佐藤 長市	仙台市青葉区芋沢字宅地五十七番地	理事
平成二十五年七月十七日	高橋 輝雄	仙台市青葉区上愛子字大針二番地	理事
平成二十五年七月十七日	菅澤 信弘	仙台市青葉区芋沢字青野木百三十二番地	理事
平成二十五年七月十七日	小山 勝利	仙台市青葉区上愛子字下遠野原十番地	理事
平成二十五年七月十七日	廣谷 一郎	仙台市青葉区芋沢字畑前五十八番地	監事
平成二十五年七月十七日	早坂 幸一	仙台市青葉区上愛子字上十三枚田十八の一番地	監事

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき平成二十五年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年八月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十五年十一月八日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区本町三丁目六番十六号

宮城県本町分庁舎六〇二会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十五年十月一日（火）から同月十八日（金）までとする。ただ

し、郵送の場合は、同日の消印のあるものを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課及び各地方振興事務所で配布する。

4 受験願書の提出先

〒九八〇―八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県経済商工観光部産業立地推進課（電話〇二二―二二二―二七三二）

5 受験願書の添付書類

写真（手札形（縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）